

## 1 歩道

### 良い事例



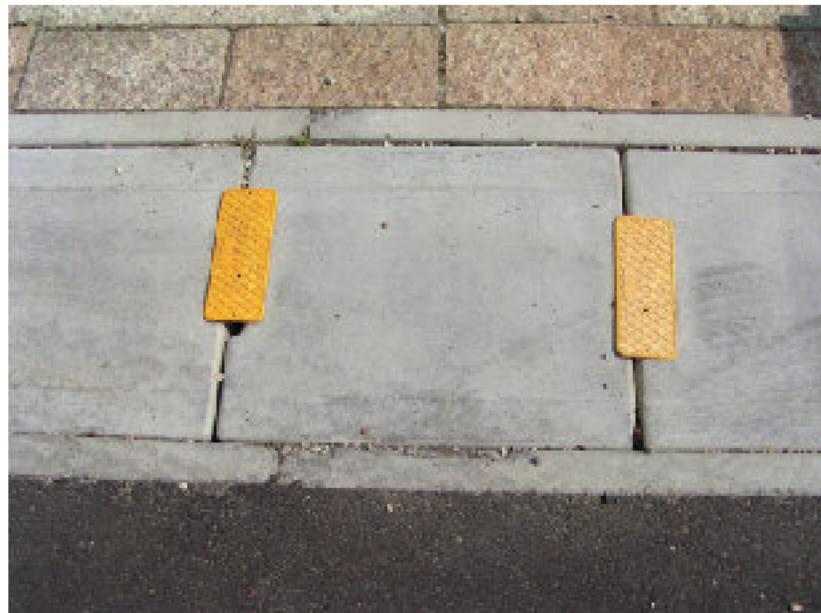
セミフラット型の歩道です。グレーティングも細めタイプ、すべり止め付きのものとしています。また、視覚障害者誘導用ブロックと路面の色彩は明度差の大きいものとしています。



マンホールにも視覚障害者誘導用ブロックを敷設しています。  
横断歩道の直前、直後の視覚障害者誘導用ブロックに横断歩道の方向を示す線状ブロックの敷設がないのが残念です。



セミフラット型の歩道ですが、バス停車帯部分における歩道については、乗降する車いす使用者等の利便性を考慮して、歩道面の高さを15cm程度とっています。



コンクリート蓋の手掛け穴を、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように蓋をしています。

### 3 道路



歩行者の休憩需要に応じるため、ベンチを設置しています。なお、設置にあたっては、歩道の有効幅員を阻害しないよう計画します。

## 2 立体横断施設

### 良い事例

横断歩道橋 1



横断歩道橋 2



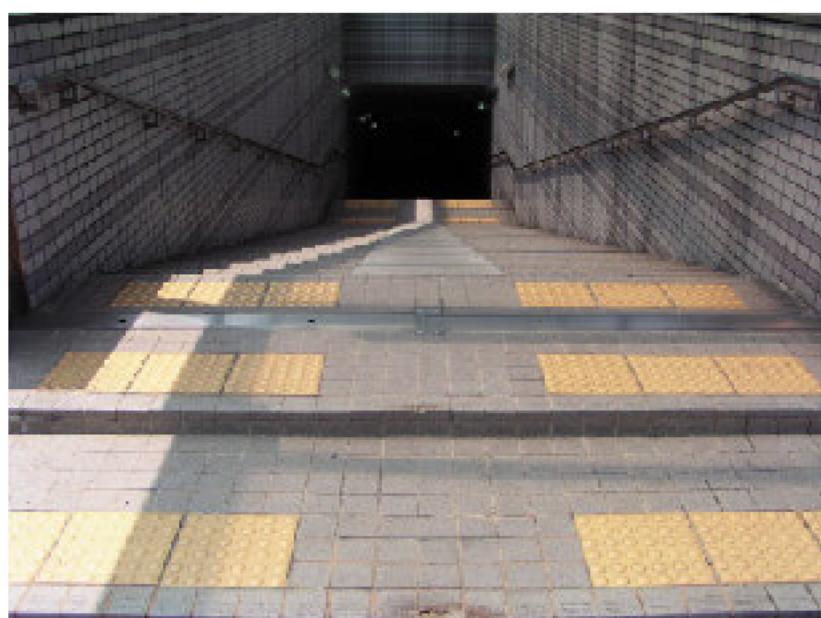
傾斜路付きの階段ではありません。また、横断歩道橋の周りには視覚障害者が階段に衝突してしまうことがないよう、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。又、階段下に衝突してしまうことがないよう、柵などを設置するのが望ましいです。

## 良い事例

地下歩道 1



地下歩道 2



傾斜路付きの階段を設置し、両側に手摺を設けています。しかし階段の段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとする必要があります。点状ブロックは踊り場全幅に敷設したほうが望ましいです。

横断歩道橋



横断歩道橋の手摺



傾斜路付きの階段を設置し、両側に2段手摺を設けています。また、階段の段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとしています。  
階段手摺には点字表示を行っています。点字表示にはその内容が文字で併記されています。

### 3 視覚障害者誘導用ブロック等

#### 良くない事例



線状ブロックが敷設不可能なマンホールがあるため、マンホールを迂回しています。



写真の線状ブロック左列は誘導用ブロックです。右列は交差点横断方向を表しています。左列の左にも同様の線状ブロックの敷設が望ましいです。



道路工作物のため、線状ブロック左端からの有効距離が60cm程度ありません。また、工作物、占用物件、施設等により、有効幅員が阻害されますので注意が必要です。

#### 良い事例



線状ブロックが敷設不可能なマンホールの部分には線状ブロックを敷設せず、線状ブロックの見通し線上に続いて敷設しています。



線状ブロックは交差点横断方向を表しています。



バス停車場での視覚障害者誘導用ブロックの配置です。